

議 第 177 号
令和 3 年 6 月 7 日提出

熊本市病院事業条例の一部改正について

熊本市病院事業条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成20年条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「3,300円」を「5,500円」に改め、同項第2号中「820円」を「2,750円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提出理由）

市民病院の初診及び再診における使用料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。